

社会福祉法人 東光会

役員および評議員報酬と費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東光会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の、報酬と費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事会及び評議委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が、理事会に出席したときは、次により費用弁償額を支給することができる。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

費用弁償（日額） 2,000 円

2 評議員が評議委員会に出席したときは、次により費用弁償額を支給することができる。

費用弁償（日額） 2,000 円

(役員等の勤務報酬)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合、また評議員が、評議委員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、次により費用弁償額を支給することができる。

費用弁償（日額） 2,000 円

2 監事が理事会及び評議委員会以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により費用弁償額を支給することができる。

費用弁償（日額） 2,000 円

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費を支給することができる。

旅費	宿泊費（日額）	その他
実費	12,000 円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

4 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

付則

1. この規程は、平成22年6月1日から施行する。
2. 平成29年4月1日改定